

越知町持続化給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営的な影響を受ける町内の事業者(以下「事業者」という。)に対し、事業継続のための越知町持続化給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業者)

第2条 給付金の対象事業者は、越知町内において営利を目的として事業を行う法人、団体又は個人であり、令和元年分の確定申告を行っている事業者とする。ただし、次に掲げる事業者は除くものとする。

- (1) 銀行、郵便局など公的要素が高い事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) 国の持続化給付金の対象となる事業者
- (4) 令和元年中の売上が80万円未満であった事業者

(給付金の支給)

第3条 町は、令和2年3月から同年5月までの期間において、ひと月の売上が前年同月比で20.0%以上50.0%未満減少している事業者に対して、予算の範囲内で給付金を支給する。

2 給付金の額は、一事業者に対し20万円とする。

(給付金の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、越知町持続化給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)に添付書類を添えて、令和2年8月31日までに町に提出しなければならない。

(宣誓事項)

第5条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を支給しない。

- (1) 第2条の要件を満たしていること。
- (2) 前条の提出書類等に虚偽のないこと。
- (3) 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書類等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、申請書類等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。)等が発覚した場合には、第8条の規定に従い給付金の返還等を行うこと。
- (4) 第2条に規定する要件の確認のために税務情報を確認することに同意すること。
- (5) 別表1で掲げる暴力団排除に関する誓約事項

(給付金の支給決定等)

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給を決定した場合にあ

っては、当該申請者の指定する口座に給付金を振込むものとする。

2 町長は、給付金を支給することが不相当と決定したときは、越知町持続化給付金不支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 町長は、事業者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合は、給付金の支給決定を取消することができる。

2 前項の規定により支給決定を取消したときは、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 給付金受給後に国の持続化給付金を受給した場合、又は前条の規定により支給決定を取消した場合において、既に給付金を支給しているときは、町長は期限を定めて、支給した給付金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表 1(第5条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申したてません。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事会、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

《表面》

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

越知町長 様

申請者	施設又は店舗の所在地
	施設又は店舗の名称
	住所又は所在地
	氏名又は法人名 印
	法人の場合は代表者名
	連絡先

越知町持続化給付金支給申請書兼請求書

越知町持続化給付金給付要綱第4条により、関係書類を添えて申請します。

裏面の誓約・同意事項に誓約・同意します。

記

給付金支給申請(請求)額 200,000 円

事業名称 : 越知町持続化給付金支給事業	
① 令和2年3月から同年5月までの期間において、前年同月比で20.0%以上50.0%未満減少している月とその売上額	(売上月)令和 2年 月 (売上額) 円
② ①の比較対象となった月とその売上額	(売上月)平成 31 年・令和元年 月 (売上額) 円
③ 減収率 $(1 - \text{①} / \text{②}) \times 100\%$	% ※小数点以下第1位まで記入
④ 添付書類 (1) 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え I. 個人事業者 ・白色申告の方:2019年確定申告書第1表の写、収支内訳書の写 ・青色申告の方:2019年確定申告書第1表の写、損益計算書の写 II. 法人、団体の方:2019年確定申告書別表1、法人事業概況説明書(裏表)の写 (2) 売上減少となった月の売上台帳の写し (3) 身分証明書の写し(個人事業者のみ)...運転免許証、マイナンバーカード等	

《裏面又は2枚目も必ず記入してください。》

（裏面）

給付金の支給決定がされましたら、次の口座に振り込んでください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	本支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)										(フリガナ)	
													口座名義	
銀行 農協 信用金庫	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座												

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄 にご記入ください。)					-	通帳記号 (右詰めでお書きください)										(フリガナ)			
											口座名義									
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳 見開きの左上又はキャッシュカードに記載さ れた記号・番号をお書きください					*	-														

(長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

【添付書類】

振込先口座の通帳の写し(上記記載内容の確認できるもの)

【誓約・同意事項】

- 越知町持続化給付金支給要綱で定めている次の要件を含む全ての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
 - ・申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、越知町持続化給付金支給要綱の別表1に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 越知町から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に給付金の支給を受けているときは、給付金の返還に応じます。
- この給付金が課税対象となることを理解しています。
- 越知町持続化給付金支給要綱第2条に規定する要件の確認のために税務情報を確認することに同意します。
- その他、越知町持続化給付金支給要綱の記載事項について理解のうえ、同意します。

※両面印刷でない場合には、名称や代表者を記入してください。

※町 処理 欄	支給決定額	決定者	課長
		円	

